

一 飲食店営業
自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

一 飲食店営業（露店）
※露店営業に適用する施設の基準については、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）別表第 19 第 5 号口の簡易な営業をする場合の基準が該当する。 この基準の適用に当たり、同一営業日に取り扱う食品を原則として営業施設において加熱調理を行うもの 3 品目以内に限定する営業であつて、営業施設において食器や器具の洗浄を要しない場合については、次に掲げるとおり、その一部を適用せず、又は緩和する。
(1) 不適用とする基準 ア 省令別表第 19 第 3 号イ、ロ及びハの基準を適用しない。 イ 自動車において調理する場合の緩和規定（省令別表第 19 第 5 号ハ）を類推適用し、省令別表第 19 第 3 号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。 (2) 緩和して適用する基準 ア 省令別表第 19 第 1 号 屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造としては、天井、左右両側面及び背面を目的に応じ適当に囲った構造であれば足り、完全に区画することを要さない。 イ 省令別表第 19 第 3 号チ 水栓が洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であることを要さない。 ウ 自動車において調理する場合の基準（省令別表第 20 第 1 号(1)）を類推適用した上で緩和し、貯水設備の容量の基準を約 20 リットルとする。

二 調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りではない。
ロ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。